



水いぼ（伝染性軟属腫）のプールにおける取扱について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、プール入水を許可できる、とのご意見を頂戴することがございます。当園のプールは10m足らずの大きさに15名程度の児童が同時に入水します。25mなどといった大きなプールで泳ぐといういわゆる「プール」とは趣が異なったものであり、また水量もひざ上から腰まで程度で、水を介して感染しない水いぼではありますが、接触により感染することが十分考えられる環境であります。

我が子を他の子どもと同じようにプールに入れてあげたいという、親としての立場も十分理解しておりますが、前述のような理由から、感染力を持つ水いぼを保有することの入水は禁止せざるを得ないのが実情です。

そういった環境等も十分ご理解いただき、処置等後にあるいは自然治癒的に接触による感染力を伴わない程度に完治したと認められる場合はお手数ですが、下記にその旨証明いただきますようお願いいたします。

.....キ.....リ.....ト.....リ.....

平成 年 月 日

ねやがわ寝屋の森こども園 園長 様

水いぼ（伝染性軟属腫）完治証明書

下記の児童について、処置または自然治癒等によって、接触による感染力を伴わず、肌と肌が頻繁に触れ合う状況である貴園のプールにおいて、なんら問題なく入水できる状態のあることを証明する。

児童氏名 _____

病院（医院）名 _____

医師名 _____ (印)